

べきである。

(4) 指定管理者の選定について

指定管理者制度導入前は、テニスコートと一体で管理するために、(財)神戸市公園緑化協会に管理許可を行っていたが、住吉公園テニスコート・大和公園テニスコートを指定管理者制度へ移行するに当たり、併設する駐車場も指定管理者制度へ併せて移行することとしたため、平成21年度の途中から指定管理者制度へ移行することとした。第1期公募時の応募団体数は3団体である。

(5) 満足度調査について

平成21年11月に利用者満足度調査(アンケート調査)を実施しているが、住吉公園駐車場・大和公園駐車場については、指定管理者制度の導入が平成21年12月であったため、利用者満足度調査の対象外とされている。

〔7〕

都市計画総局

(単位：千円)

No.	所管課	施設名称	タイプ A～F	第1期 指定管理者	第2期 指定管理者	制度開始前の 管理委託費	指定管理料		選定 方法	応募 数	備考
							第1期初年度 決算額	平成21年度 決算額			
1	住 宅 管 理 課	市営住宅 (シティハイイツ以外)	C	神戸市住宅供給公社	日本管財(株)	3,459,018	2,812,482	3,806,053	公募	7	【指摘事項-22】 【意見-19】
					(株)ウエイズオリックス・ ファシリティーズ(株)グル ープ				公募		
					(株)東急コミュニティー 神鋼不動産ジークレフサー ビス(株)				公募		
2		市営住宅 (シティハイイツ)	D	大阪ガスセキュリテイ サービス(株)	大阪ガスセキュリテイ サービス(株)	853	65,157	61,903	公募	3	
		神戸市立多聞集会所	F	神戸市立多聞集会所 管理運営委員会	神戸市立多聞集会所 管理運営委員会	853	853	853	随契	—	
3	地 域 支 援 室	まちづくり会館	A	(財)神戸市都市整備公社	(財)神戸市都市整備公社	77,981	68,674	67,474	公募	2	【意見-20】

都市計画総局

市営住宅〔①シティハイツ以外：Cタイプ、②シティハイツ：Dタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	市営住宅			設置年	昭和35年～
所在地	神戸市東灘区住吉宮町2丁目16番ほか				
根拠法令等	神戸市営住宅条例、神戸市厚生年金住宅条例				
設置目的	健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。				
設置の経緯	公営住宅法及び同法施行令				
固定資産の内容	帳簿価額 (万円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考	
土地	28,995,845	3,027,723			
建物	39,729,101	3,115,017	公営住宅等		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：入居戸数、料金収入：百万円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
公営住宅・ 第三種住宅	37,776	9,102	37,293	9,318	36,652	9,239	36,300	9,189	36,147	9,250
改良住宅	5,456	1,394	5,393	1,480	5,371	1,508	5,303	1,552	5,230	1,556
厚生年金住宅	1,760	436	1,635	414	1,504	374	1,401	341	1,297	320
特別市営住宅	605	574	640	586	649	608	658	615	643	611
再開発住宅	480	200	481	212	480	210	477	206	478	210
その他	3,178	784	3,211	813	3,180	820	3,170	837	3,148	849
合計	49,255	12,490	48,653	12,823	47,836	12,759	47,309	12,740	46,943	12,796

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		神戸市住宅供給公社	管理委託費	5,368,818	備考
指定管理者			選定方法	① 随意選定 ② 公募	
第1期	平成18年度	①神戸市住宅供給公社 ②大阪ガスセキュリティサービス(株)	指定管理費	889,777	指定管理費には計画修繕業務等の指定管理業務に移行していない業務の対価を含めていない。
	平成19年度	〃	指定管理費	866,070	
	平成20年度	〃	指定管理費	861,947	
	平成21年度	〃	指定管理費	1,023,598	
			合計	3,641,392	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	①日本管財(株)(東灘・灘・中央)、 (株)ウエイズ オリックス・ファシリティーズ(株)グループ(兵庫・長田)、 (株)東急コミュニティー(北・須磨)、 ジークレフサービス(株)(垂水・西) ②大阪ガスセキュリティサービス(株) (シティハイツ)	指定管理費	607,054	(東灘・灘・中央)
				592,945	(兵庫・長田)
				632,247	(北・須磨)
				561,475	(垂水・西)
				57,158	(シティハイツ)
	2,450,879	(合計)			
	平成23年度	〃(予定)	指定管理費	(予定) 2,450,879	
平成24年度	〃(〃)	指定管理費	(〃) 2,450,879		
平成25年度	〃(〃)	指定管理費	(〃) 2,450,879		
		合計	9,803,516		

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
業務委託料	0	3,643,765	3,590,335	3,556,672	3,141,888	99,750
管理代行料	0	1,987,862	1,993,772	2,258,017	2,844,358	0
管理委託料	5,368,818	0	0	0	0	0
指定管理料	0	889,777	866,070	861,947	1,023,598	3,325,296
(市負担人件費)	0	0	0	0	392,514	0
計	5,368,818	6,521,404	6,450,177	6,676,636	7,402,358	3,425,046
支出						
事務費*	1,229,011	1,254,912	1,261,769	1,334,998	689,401	720,983
物件費	4,139,807	5,280,222	5,192,329	5,340,993	6,314,670	2,662,500
(市負担人件費)	—	—	—	—	392,514	—
計	5,368,818	6,535,134	6,454,098	6,675,991	7,396,585	3,383,483
収支差額	△0	△13,730	△3,921	645	5,773	41,563

*人件費及び事務所費

【施設写真】

(市営多聞住宅)



(市営シティハイツ狩口住宅)



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

平成 21 年度末の入居戸数は 46,943 戸（入居者：89,272 人）である。

なお、「第 2 次市営住宅マネジメント計画」（平成 22 年 6 月 神戸市都市計画総局）によれば、阪神・淡路大震災後に、市営住宅が主に市街地の被災高齢者のための受け皿住宅としての役割を果たしたことや入居者の定住化傾向が高まっていること、単身者の入居資格が高齢者等に限定されていること等により、入居者の高齢化・高齢単身世帯化が進行している。また、募集状況では、灘区・中央区・兵庫区の市街地では 40 倍以上の倍率であるが、須磨区・垂水区・北区では倍率が 10 倍以下となるなど、地域間格差が見受けられる。

(2) 料金収入について

平成 21 年度の料金収入は家賃であり、シティハイツも含めてすべて神戸市住宅供給公社が業務委託によって収納業務を行っている。家賃の納付方法には、納付書払い、口座振替及び窓口収納がある。

(3) 収支状況について

「1（4）管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」は、指定管理者制度移行前の平成 17 年度の業務内容と整合するように収支を比較したものである。

平成 17 年度と平成 21 年度を比較すると約 16 億円総支出額が増加している。この要因は、平成 18 年度以降、業務委託で実施している計画修繕の事業費が約 11 億円増加したためである。また、第 1 期指定管理者の神戸市住宅供給公社は、シティハイツ以外の市営住宅の管理業務を受託しているが、団地毎の管理コストの把握は行っていない。

なお、平成 21 年度は、それまで神戸市住宅供給公社への指定管理料に含められていた市派遣職員の給与を市の職員給料として支払っている。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期は、シティハイツについては公募により大阪ガスセキュリティサービス（株）が選定され、それ以外については神戸市住宅供給公社が随意選定されている。第 2 期は、申請区域を 4 つの地域（東灘・灘・中央区、兵庫・長田区、北・須磨区、垂水・西区）とシティハイツに区分し、公募を行っている。

(5) 利用者の満足度調査について

満足度調査は、平成 22 年 6 月に来庁者アンケートを実施、89 人より回答を入手している（回収率 63.6%）。アンケートは主として窓口での職員の対応について問うもので、応対全般としては、「良い」「まあまあ良い」が 69%であった。

〔指摘事項－22〕 市営住宅の運営管理に最も優れた内容の提案をしているにも関わらず、「一地域で優先交渉権者となった」という理由のみでその業者を排除し次点以下の業者から選定する方法は、公平性・効率性の観点から疑問が残る。

第2期の「神戸市営住宅等指定管理者応募要領」に記載の選定方法（シティハイツ以外）では、一つの地域で優先交渉権者となった法人等は、原則、他の地域において優先交渉権者となることはできない旨が記載されている^(注1)。つまり、法人Aが次頁の表の（ア）（イ）（エ）の地域においても法人B～Iより優れた提案を持っていても、（ウ）地域で指定管理者に選定されてしまえば、（ア）（イ）（エ）の地域の指定管理候補者から排除され、優先交渉権者になることができない。この理由について、市は、調査の結果、多くの業者が5,000戸規模を希望しており1者が管理できる戸数としては1万戸が上限と考えられること、リスク分散及び出来るだけ多くの業者への門戸開放のためとしている。

しかし、公募に応じる業者は通常自らの管理能力の範囲内で応募するものであり、業者の管理能力を超えると考えられる応募や提案があれば、選定過程の中で排除することこそが公平であると考えられる。また、確かに、全地域を一業者が独占するのはリスクが高いとも言えるが、複数地域を受託する能力があり、現に兵庫県下で県営住宅の管理を受託し、複数地域の業務受託が認められたならば希望すると想定される業者も存在している。更には、全ての業者に応募する機会を公平かつ均等に提供し、利用者へのサービス向上のための様々なアイデアを募集することが本来の「門戸開放」であり、市営住宅の運営管理に最も優れた内容の提案をしているにも関わらず、「一地域で優先交渉権者となった」という理由のみでその業者を排除し次点以下の候補者から選定する方法は、公平性・効率性の観点から疑問が残る。

リスク分散を図りながら効率化のメリットを享受するために、指定管理業務を受託できる地域を一つに限定せず、複数地域の業務受託を可能にすべきである。

【指定管理者公募申請状況】

法人名		申請区域				
		(ア)東灘・灘・中央	(イ)兵庫・長田	(ウ)北・須磨	(エ)垂水・西	(オ)シティハイツ
A	(株)東急コミュニティー	△	△	◎	△	
B	大成サービス(株)			○		
C	神戸市住宅供給公社	○	○	○	○	○
D	日本管財(株)	◎	△	○	△	
E	(株)ウェイズ オリックス・ファシリティーズ(株)グループ	○	◎	○	○	
F	近鉄住宅管理(株)・ニッテレ債権回収(株)	○				
G	大阪ガスセキュリティサービス(株)					◎
H	(株)日本ネットワークサービス					○
I	(株)ジークレフサービス			○	◎	

(注) ○は応募した地域、◎は指定された地域、△は応募したが他の地域で優先交渉権者となったため選定過程で排除された地域を表す。応募者の多かった地域から順に選定し、応募者が同数の地域がある場合は東の地域から選定するため、(ウ)→(ア)→(エ)→(イ)の順で選定されている。

(注1) 神戸市営住宅等指定管理者応募要領

IV 選定方法及び選定基準

1 選定方法

(1) 選定方法

(前略)

・できるだけ多くの法人等が指定管理者となれることを目的として、順位付けは以下の手順で行います。

- ① 特別市営住宅(シティハイツ)については、各地域の指定管理者の優先交渉権者が決まった後に行います。
- ② 各地域の指定管理者の候補者応募者の多い地域(「特別市営住宅(シティハイツ)」は除く)から順番に行うこととします。(応募者が同数の地域がある場合は東の地域から行います。)
- ③ 一つの地域で優先交渉権者となった法人等は、原則、他の地域において優先交渉権者となることはできません。

〔意見一⑱〕 今後、市は指定管理者に対して、市営住宅団地毎の管理コストを出来る限り正確に把握するよう指導・監督すべきである。

市営住宅運営を指定管理者制度に移行した第1期（平成18～21年度）は、公営住宅の管理代行者であり、統一的・一体的な管理を行うことができ、また、福祉的要素が強く、政策的判断に関連する業務が多いという理由で、シティハイツ以外の市営住宅の指定管理者には神戸市住宅供給公社（以下、「住宅供給公社」という。）が随意選定された。第2期（平成22～25年度）は公募とされ、「神戸市営住宅等指定管理者応募要領」で表1のように指定管理料の上限額が示されている。しかし、住宅供給公社は団地毎の管理コストを正確に把握していなかったため、表1で示されている上限額は概算額である。従って、表1の削減率もおおよその目安に過ぎない。

【表1 指定管理料の削減率（第2期）】

（単位：千円）

グループ	上限額	指定管理料（第2期）	削減率
東灘区・灘区・中央区	646,000	607,054	6%
兵庫区・長田区	659,000	592,945	10%
北区・須磨区	681,000	632,247	7%
垂水区・西区	570,000	561,475	1%
シティハイツ	60,000	57,158	5%

実態としては、表2に示すように、第1期、第2期にわたって契約が複数の形態に分かれているうえ、市派遣職員給与の扱いも変更されており、時系列的に経費の削減率を把握しづらい状況にある。

【表 2 契約形態の変遷】

業務	対象	平成 17 年度以前	平成 18～21 年度	平成 22 年度
募集・選定	公営住宅 (38,712 戸)	管理委託（住公）	管理代行（住公）	市 ^(注2) ・業務委託（住公 ^(注3) ）
	合築などの一部 の公営住宅及び それ以外		指定管理（住公 ^(注1) ）	
維持管理・入居者管理	指定管理（住公 ^(注1) ）		指定管理（民間業者）	
収納	業務委託（住公）		指定管理（民間業者）	
計画修繕	業務委託（住公）		市 ^(注2) ・設計は業務委託、 修繕工事は発注（民間業者）	

(注 1) 実質、住宅供給公社（住公、以下同じ）が実施。行政判断が必要な許可や決定は市が実施

(注 2) 住公への 49 名の市派遣職員のほか嘱託職員が市に戻り業務に従事（主として住宅管理課）

(注 3) 入居者案内の印刷物作成、窓口・電話対応、審査、選定の補助

しかし、民間事業者を指定管理者にしたことにより、どの程度効率化が図られたかについては、市は適切に把握し、市民に説明する必要がある。平成 22 年度の市営住宅の運営管理費が平成 21 年度以前に比べてどの程度効率化されたのかについては、少なくともすべての市営住宅合計のベースで実績を把握して説明すべきであり、その上で、指定管理者制度の導入によりコスト削減の効果が達成されたか否かを適切に把握するため、今後、市は指定管理者に対して、市営住宅団地毎の管理コストを出来る限り正確に把握するよう指導・監督すべきである。

都市計画総局

神戸市立多聞集会所〔Fタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	神戸市立多聞集会所			設置年	昭和43年
所在地	垂水区多聞台4丁目14-6				
根拠法令等	神戸市立集会所条例				
設置目的	市営多聞住宅及び多聞台住宅の入居者及び地域住民の利便を増進するため				
設置の経緯	市営多聞住宅及び多聞台住宅は昭和39年から管理開始されたが、当該団地に集会所がないことから、入居者や地域住民の利便性を増進するため、昭和43年に開設された。				
固定資産の内容	帳簿価格 (万円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考	
土地	4,717	577			
建物	2,891	345	洋室(集会室)と和室	RC造1階建	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：人、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
洋室	10,499	506	11,699	493	11,743	501	10,873	469	10,052	419
和室	5,069		4,508		4,133		3,762		2,973	
合計	15,568	506	16,207	493	15,876	501	14,635	469	13,025	419

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(昭和58年～)神戸市立多聞集会所管理運営委員会	管理委託費	853	備考
指定管理者			選定方法	随意選定	
第1期	平成18年度	神戸市立多聞集会所管理運営委員会	指定管理費	853	
	平成19年度	〃	指定管理費	853	
	平成20年度	〃	指定管理費	853	
	平成21年度	〃	指定管理費	853	
				合計	3,412
指定管理者			選定方法	随意選定	
第2期	平成22年度	神戸市立多聞集会所管理運営委員会	指定管理費	885	
	平成23年度	〃(予定)	指定管理費	(予定)885	
	平成24年度	〃(〃)	指定管理費	(〃)885	
	平成25年度	〃(〃)	指定管理費	(〃)885	
				合計	3,540

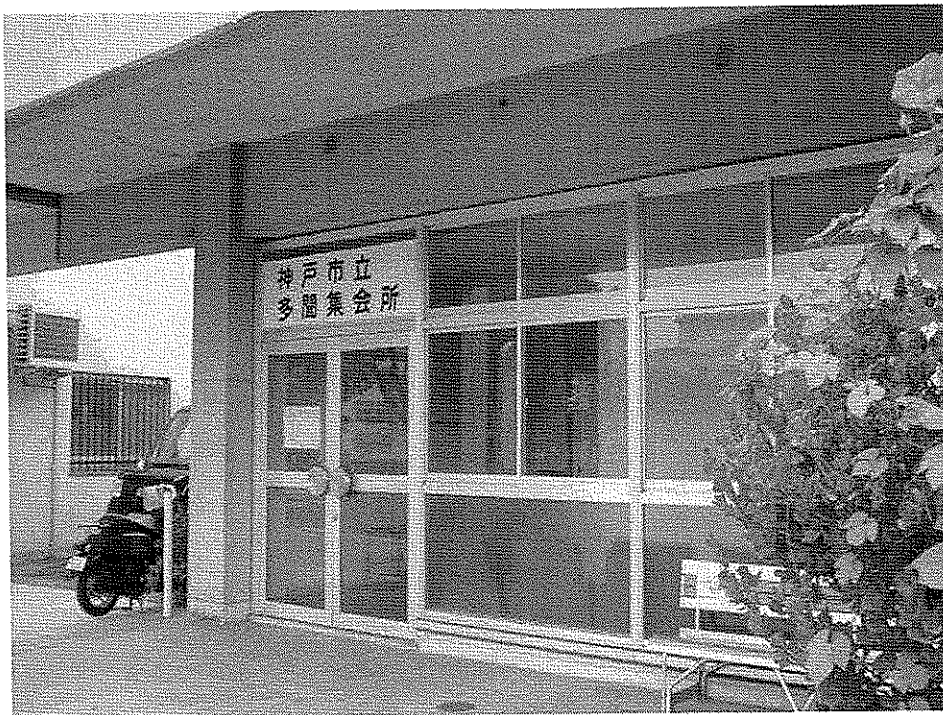
(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
指定管理料	853	853	853	853	853	885
計	853	853	853	853	853	885
支出						
事務費	855	827	853	830	856	885
計	855	827	853	830	856	885
収支差額	△2	26	0	23	△3	0

【施設写真】

(多間集会所 (外観))



(集会所内部)



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

利用者数は利用申込書に記載された利用人数を集計している。

なお、洋室（集会室）は卓球などのスポーツ関係の利用が多く、和室は舞踊・会議・詩吟・語学・カラオケなどの利用が多い。

〔改善要望〕

現地視察を行ったところ、施設の使用許可書、使用料減免申請書、納付書綴りなどの一連の使用許可に係る書類は事務所に保存されていなかった。実際には、担当者が自宅で使用許可に係る事務を行っているとのことである。

指定管理者は自治会を中心とした組織であるとは言え、**市は指定管理者に対して、公の施設の使用許可に係る書類は施設の管理を行う事務所で適切に保管するよう指導・監督すべきである。**

(2) 料金収入について

平成 21 年度の料金収入は約 419 千円となっている。多聞集会所は、利用者に対して納付書を発行し、利用者はそれによって市に納付する。条例上「公益上必要がある場合は減額或いは免除できる」とされており、老人クラブなどの利用については 1/2 減額されている。

(3) 収支状況について

指定管理者である神戸市立多聞集会所管理運営委員会は指定管理料に係る毎年度の剰余金を翌年度へ繰越す処理を慣例的に行っている。平成 21 年度の期首繰越金は約 52 千円、期末繰越金は約 50 千円であり、平成 21 年度神戸市立多聞集会所収支計算書では当該繰越金も含めて表示されている。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期（平成 18 年度～平成 21 年度）及び第 2 期（平成 22 年度～平成 25 年度）ともに、神戸市立多聞集会所管理運営委員会が随意選定されている。

(5) 利用者の満足度調査について

平成 22 年 6 月に利用者及び地域内の団体に対してアンケートを実施、アンケート用紙を 100 人に配布し、88 人から回収している（回収率 88%）。その結果、「利用した感想」については、「利用しやすい」「まあまあ利用しやすい」が 85.9%であった。

都市計画総局

こうべまちづくり会館 [Aタイプ]

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	こうべまちづくり会館		設置年月日	平成5年11月15日
所在地	神戸市中央区元町通4-2-14			
根拠法令等	神戸市立こうべまちづくり会館条例・同規則			
設置目的	まちづくりに関する住民の関心及び重要の高まりに対応し、住民主体によるきめ細かなまちづくり活動を支援する			
設置の経緯	市では、1981年全国に先駆けてまちづくり条例を定め、まちづくり支援施策を実施してきたが、①人材活用、②人材育成、③情報収集・提供、④調査・研究、⑤活動拠点の提供、を五つの柱とする、住民主体の「まちづくり」支援の核施設として設立された。			
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考
土地	120,039	332	鉄筋コンクリート造 地上6階・地下2階	
建物	647,340	1,971		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：人、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
入館者数	108,790	3,958	109,052	4,232	118,854	7,518	117,975	1,670	112,797	5,594
合計	108,790	3,958	109,052	4,232	118,854	7,518	117,975	1,670	112,797	5,594

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財)神戸市都市整備公社	管理委託費	77,981	備考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(財)神戸市都市整備公社	指定管理費	68,674	
	平成 19 年度	"	指定管理費	68,274	
	平成 20 年度	"	指定管理費	67,874	
	平成 21 年度	"	指定管理費	67,474	
				合 計	272,296
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	(財)神戸市都市整備公社	指定管理費	66,000	
	平成 23 年度	" (予定)	指定管理費	(予定) 66,000	
	平成 24 年度	" (")	指定管理費	(") 66,000	
	平成 25 年度	" (")	指定管理費	(") 66,000	
				合 計	264,000

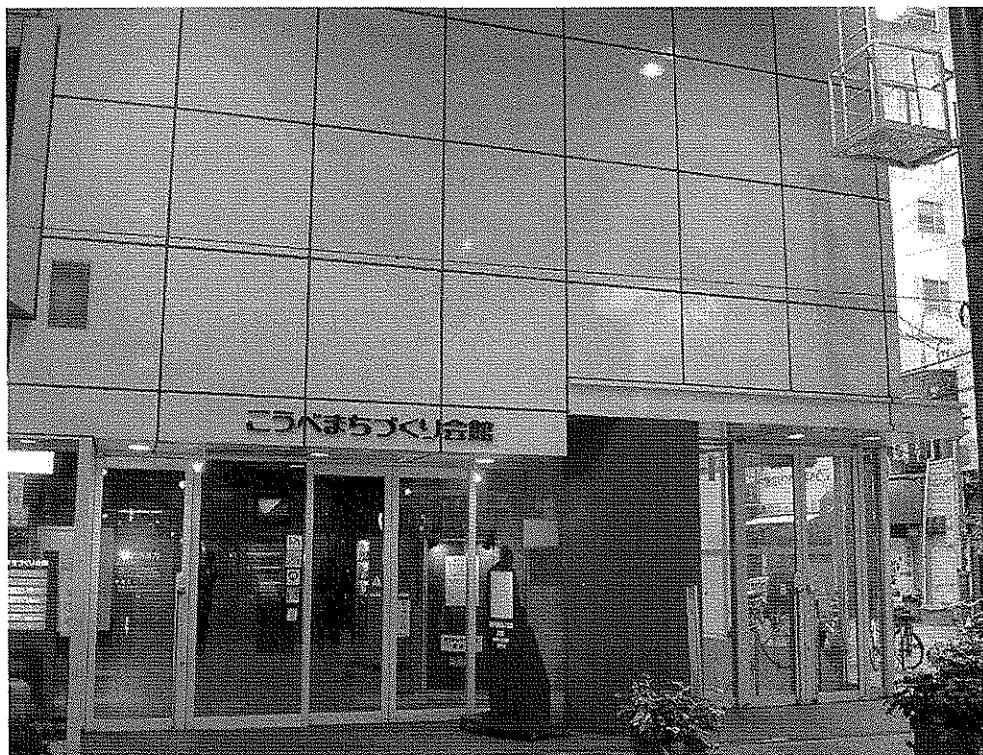
(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	77,981					
指 定 管 理 料		68,674	68,274	67,874	67,474	66,000
同 上 (精算項目)	5,818	6,238	6,619	12,166	13,122	10,386
そ の 他		77	124	30	33	50
計	83,799	74,989	75,017	80,070	80,629	76,436
支 出						
人 件 費	61,269	50,135	50,135	53,107	48,644	44,000
物 件 費	22,530	26,438	26,923	32,570	33,656	32,436
計	83,799	76,573	77,058	85,677	82,300	76,436
収 支 差 額	0	△1,584	△2,041	△5,607	△1,671	0

【施設写真】

(外観)



(ギャラリー)



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

平成 21 年度の総入場者数は 112,797 人となっているが、これは 1 階ロビーで入場者を目視でカウントしたものである。それ以外の有料施設の利用は下表のようになっている。但し、これには利用料が減免されている場合も含まれており、有料使用者数と無料使用者数とは分けてカウントされていない。

【平成 21 年度利用状況】

	ギャラリー（地下）	ホール（2 階）	多目的室（3F）	会議室（4F）
人数（人）	34,456	10,372	4,218	4,172
カウント方法	主催者による来場者カウント	申請者による予定利用者数の申告	同左	同左

(2) 料金収入について

指定管理者は、1 か月間の料金収入を翌月 10 日に市に納付している。平成 21 年度の料金収入は 5,594 千円となっている。利用料は、指定管理者がこうべまちづくり会館の事業として使用する場合及び公共的団体の公益上の目的のために使用する場合等については減免される。

なお、平成 20 年度は利用者数が過去 5 年間で 2 番目に多いが、料金収入は過去 5 年間で最低となっている。これは、平成 20 年度より利用料が値上げされることとなったが、平成 19 年度末までに利用者が料金を支払えば、値上げ前の料金で施設を使用することが可能であったため、多くの利用者が平成 19 年度末までに支払を行ったことが主たる要因である。その影響で、平成 19 年度の料金収入は過去 5 年間で最大となっている。

(3) 収支状況について

「1（4）管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」に記載のとおり、指定管理制度に移行した平成 18～21 年度については、支出が収入を上回っている。なお、上記に記載した以外に、指定管理者は下表の自主事業収入を収受している。

【自主事業収入】

（単位：千円）

18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
88,810	90,037	74,948	57,276

(4) 指定管理者の選定について

第1期（平成18～21年度）は3団体が応募、第2期（平成22～25年度）は2団体が応募したが、いずれも（財）神戸市都市整備公社が指定されている。

(5) 利用者の満足度調査について

平成21年9月3日～12月12日の間、まちづくり学校講座開講時に受講生に対し、まちづくり学校講座の運営、まちづくり会館の利用についてアンケート調査を実施している。

まちづくり学校の講義については、配布数534人うち回答数345人であり、よく理解できた226人（65.5%）となっている。まちづくり会館の利用については、配布数171人うち回答数122人で、「特に問題はない」が97人（79.5%）という結果であった。

〔意見－20〕 指定管理業務の範囲を貸館業務に限定し、まちづくりに係る利用を優先しながらも施設を有効に活用するために、貸館業務の運営について広く指定管理業務の応募者を募るべきである。

神戸市立まちづくり会館条例第1条では、「まちづくりに関する住民の関心及び需要の高まりに対応し、住民主体によるきめ細かなまちづくり活動を支援するため」という設立目的が記載されている。指定管理者応募要領(平成21年7月)によれば、対象となる業務は「貸館事業」と「まちづくり支援事業」の2つがあるとされ、さらに「会館の設置目的を達成するために必要な事業を自主事業として行う」旨が記載されている。本指定管理業務の特色は、自主事業の必要経費に指定管理料を充当できること、さらに提案内容によっては追加の支払いを要求できることである。

(財)神戸市都市整備公社(以下、整備公社)は、第1期(平成17～21年度)、第2期(平成22～25年度)にわたって引き続き指定管理者に指定された。整備公社の提案する自主事業は以下のとおりである。

【表1 整備公社の提案する自主事業】

	事業	財源
第1期	復興基金などによるまちづくり支援事業	市からの受託収入、阪神淡路大震災復興基金からの補助金
	①こうべまちづくりセンター・研究ネットワークの運営	指定管理料(5,030千円)
	神戸 JIBANKUN(地盤情報データベース)の運営	市からの受託収入
	②まちづくりの働きかけ	指定管理料(2,060千円)
	指定管理料からの充当額合計(①+②)	7,090千円
第2期	派遣・助成事業	市からの受託収入、阪神淡路大震災復興基金からの補助金
	③人材育成	追加希望指定管理料(希望額:3,600千円)
	④調査研究	指定管理料(6,050千円)
	⑤情報交流	指定管理料(3,100千円)
	情報交流のうち神戸 JIBANKUN の運営	市からの受託収入
	指定管理料からの充当額合計(③～⑤計)	12,750千円(うち追加希望:3,600千円)

は、指定管理料充当事業。

(出典：整備公社事業計画書)

整備公社が受託している指定管理業務のうち、まちづくり支援事業及び自主事業は、貸館事業とは異質の事業である。整備公社が既に有している「まちづくりセンター」としての機能に基づく事業は公の施設を直接活用しての事業とは言えない。更に、自主事業の提案内容は指定管理者選定時の評価項目の一つとされているが、整備公社がこれらを自主事業として提案するのであれば、指定管理者選定の際にも有利となる恐れがある。

従って、指定管理業務の範囲を貸館業務に限定すべきである。また、貸館業務については、まちづくり学校や特定のまちづくり支援団体の会合に利用される以外は一般の有料による利用となっており、ギャラリーを除く施設の利用状況は低迷している（下表参照）。まちづくりに係る利用を優先しながらも施設を有効に活用するためのアイデアが必要であり、貸館業務の運営について広く指定管理業務の応募者を募るべきである。

【表 2 施設別利用率（注）】

	平成 21 年度	平成 22 年度（上半期）
ギャラリー（地下）	97%	97%
ホール（2F）	26%	25%
多目的室（3F）	29%	34%
会議室（6F）	38%	37%

（注）1日を朝、午後、夜間の3コマに分けて、利用可能コマ数で実際利用コマ数を割っている。

（出典：まちづくり会館資料）

[8]

みなと総局

(単位：千円)

No.	所管課	施設名称	タイプ A～F	第1期 指定管理者	第2期 指定管理者	制度開始前の 管理委託費	指定管理料		選定 方法	応募 数	備考	
							第1期初年度 決算額	平成21年度 決算額				
1	分 推 進 課	ポートアイランド市 民広場	D	国際警備保障神戸(株)(現: 国際ライフパートナー(株))	国際ライフパートナー(株)	58,686	47,059	49,712	公募	3		
2		中突堤中央ターミナル	E	大阪ガスセキュリテイサー ビス(株)	商船三井興産(株)	45,866	38,930	34,620	公募	4	[指摘事項-7]	
3		震災メモリアルパーク	A	(社)神戸港振興協会	(社)神戸港振興協会	3,415	2,440	2,390	公募	1	[指摘事項-7]	
4		ポートターミナル	B									
4		中突堤旅客ターミナル	B	神戸港国際旅客ターミナル 運営共同事業体	神戸港国際旅客ターミナル 運営共同事業体	198,787	161,876	159,190	公募	2		
5		須磨ヨットハーバー	A	(社)神戸港振興協会	(社)神戸港振興協会	66,595	利用料金制	利用料金制	公募	1		
6		神戸ヘリポート	E	(学)ヒラタ学園	(株)日本空港コンサルタン ツ	44,474	23,590	26,536	公募	3		
7	中突堤中央ターミナル 東館	F	(社)神戸港振興協会	(社)神戸港振興協会	10,560	8,536	8,536	—	—	—		
		ハーバーランド広場		大成サービス(株)	大成サービス(株)	6,985	4,898	5,198	公募			
		新港フェリーターミナル		(株)神戸フェリーセンター	(株)神戸フェリーセンター	12,888	9,019	8,784	公募			
		六甲船客ターミナル		ポート産業施設管理共同事業体	(株)神戸フェリーセンター	7,446	5,120	5,074	公募			

みなと総局

ポートアイランド市民広場〔Dタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	ポートアイランド市民広場			設置年月	昭和57年2月
所在地	神戸市中央区港島中町6-9-2				
根拠法令等	ポートアイランド市民広場条例				
設置目的	市民に多様な憩いと集いの場を提供し、都市における市民相互の交流及び市民の文化の向上を図る				
設置の経緯	昭和56年3月にポートアイランドの完成を記念して開催された「ポートピア'81」を機に整備				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考	
土地		11,309	広場、画廊、地下駐車場		
建物		10,708			

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：台数・件数、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
駐車台数	75,147	56,092	72,038	50,935	67,694	46,419	57,315	37,299	51,182	32,462
利用件数										
広場	20	3,691	24	4,540	26	3,058	24	3,102	19	2,063
画廊	3	0	3	0	5	0	4	0	3	0
※行為許可	2	1	3	126	4	84	2	174	5	91
合計		59,784		55,601		49,561		40,575		34,616

※広告写真、映画撮影等

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財)神戸市開発管理事業団	管理委託費	58,686	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	国際警備保障神戸(株)	指定管理費	47,059	修繕費・光熱水費のみ精算条項付
	平成19年度	〃	指定管理費	48,368	
	平成20年度	〃	指定管理費	49,211	
	平成21年度	〃	指定管理費	49,712	
	合計			194,350	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	国際ライフパートナー(株)	指定管理費	47,380	第1期業者と同じ(名称変更)。修繕費のみ精算条項付。インセンティブ付与。
	平成23年度	〃(予定)	指定管理費	(予定)47,380	
	平成24年度	〃(〃)	指定管理費	(〃)47,380	
	平成25年度	〃(〃)	指定管理費	(〃)47,380	
	合計			189,520	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

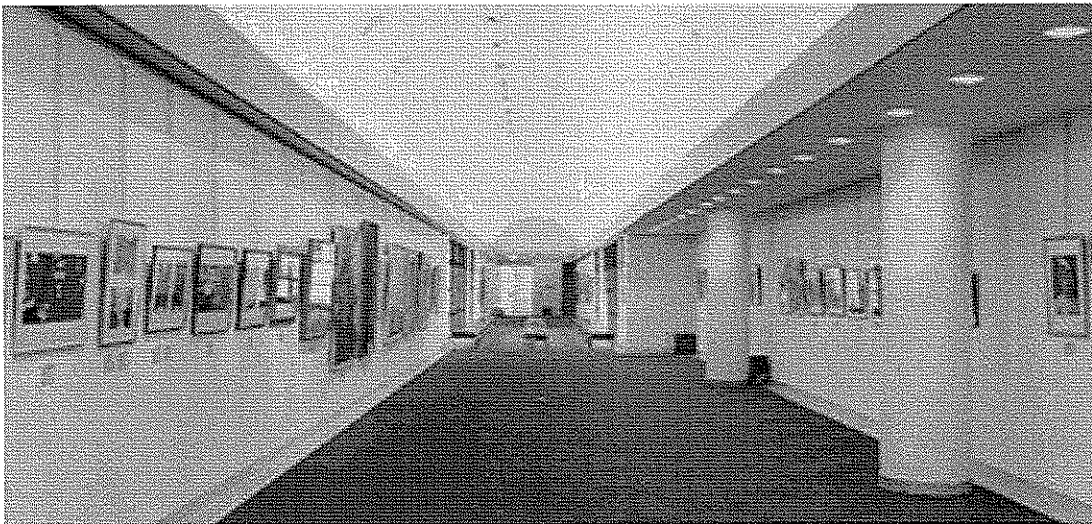
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(予算)
収入						
委託料	58,686					
指定管理料		50,704	50,704	50,704	50,704	47,380
利用料金収入						
返納		△3,645	△2,336	△1,493	△992	
その他		145		240		
計	58,686	47,204	48,368	49,451	49,712	47,380
支出						
人件費	30,553	26,742	27,151	27,976	27,613	25,425
物件費	9,877	7,107	6,553	5,968	6,091	5,955
修繕費等(精算)	18,256	13,355	14,664	15,507	16,008	16,000
計	58,686	47,204	48,368	49,451	49,712	47,380
収支差額	0	0	0	0	0	0

【施設写真】

(モニュメント広場)



(ポルティコ)



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

本施設のうち、駐車台数、広場・画廊いずれの利用件数も減少傾向にある。平成 21 年度の広場の使用はフリーマーケット中心に 19 件（延べ 21 日）、画廊ポルティコは 3 件（延べ 40 日）にとどまった。また、駐車台数は、近隣の駐車場との競争等により年々減少している。

(2) 料金収入について

平成 21 年度の料金収入は、駐車場料金及び広場等の使用料金の合計である。なお、当該年度の収入額が想定収入額（過去 3 年度の収入額の平均）を上回る場合、その増加額に一定率を乗じるインセンティブ制度も設けているが、これまで適用されたことはない。

(3) 収支状況について

指定管理料の一部は修繕費と光熱水費に充当されるが、「ポートアイランド市民広場管理運営業務に関する協定書」第 5 条第 2 項において、精算の結果、余剰金は返還することとされているため、収支差額はゼロとなっている。

〔改善要望〕

「ポートアイランド市民広場指定管理者応募要領」（第 1 期、第 2 期）には、「神戸市が予算の範囲内で支払う委託料及び公衆電話等の収入が指定管理者の収入になります。」と記載されている。市によると第 1 期の始まる時点で既に公衆電話は敷地内から撤去され、その後、指定管理者の提案により自動販売機が設置され、市は自動販売機の設置料を徴収している。これに係る指定管理者の収入（平成 21 年度：408 千円）は、先に述べた「公衆電話等の収入」に該当すると考えられるが、収支決算報告書では報告されていない。

市は、指定管理者に対して、自主事業についても収支の状況を別途報告するよう求めることが望ましい。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期（平成 18～平成 21 年度）は 5 団体応募、第 2 期（平成 22～平成 25 年度）は 3 団体が応募している。

(5) 利用者の満足度調査について

平成 22 年 2 月中 5 日間について、指定管理者が駐車場利用者にアンケートを実施している。200 枚を配布し、144 枚回収（回収率）している。「利用料金が高い」等の意見が多く、「近隣駐車場並みの利用料金に改定する」とともに、「1 日の上限金額の設定が必要」と報告されている。

みなと総局

中突堤中央ターミナル（かもめりあ）〔Eタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	中突堤中央ターミナル（かもめりあ）			設置年月	平成10年3月
所在地	神戸市中央区波止場町7-1				
根拠法令等	神戸市港湾施設条例				
設置目的	中突堤周辺地区の中心に位置する新しい旅客ターミナルとして供する				
設置の経緯	神戸市が日本財団から事業資金の一部の支援を受けて建設した。高齢者・障害者をはじめ、すべての人が利用しやすいターミナルとして設計された。現在、港内遊覧船のターミナルとして利用されている。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考	
土地		—	—		
建物		2,710.75	チケットカウンター、売店、事務室等		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
遊覧船旅客数	321		317		325		334		320	
施設テナント使用料		5,427		5,240		7,240		8,645		8,312
合計	321	5,427	317	5,240	325	7,240	334	8,645	320	8,312

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(社)神戸港振興協会	管理委託費	45,866	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成17年度	大阪ガスセキュリティサービス(株)	指定管理費	38,930	
	平成18年度	〃	指定管理費	38,930	
	平成19年度	〃	指定管理費	38,930	
	平成20年度	〃	指定管理費	38,930	
	合計			155,720	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成21年度	商船三井興産(株)	指定管理費	34,620	
	平成22年度	〃	指定管理費	34,620	
	平成23年度	〃(予定)	指定管理費	(予定)34,620	
	平成24年度	〃(〃)	指定管理費	(〃)34,620	
	合計			138,480	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料						
指定管理料	38,930	38,930	38,930	38,930	34,620	34,620
利用料金収入						
計	38,930	38,930	38,930	38,930	34,620	34,620
支出						
人件費	—	—	—	—	—	—
物件費	38,930	38,930	38,930	38,930	34,620	34,620
計	38,930	38,930	38,930	38,930	34,620	34,620
収支差額	0	0	0	0	0	0

【施設写真】

(南東側外観)



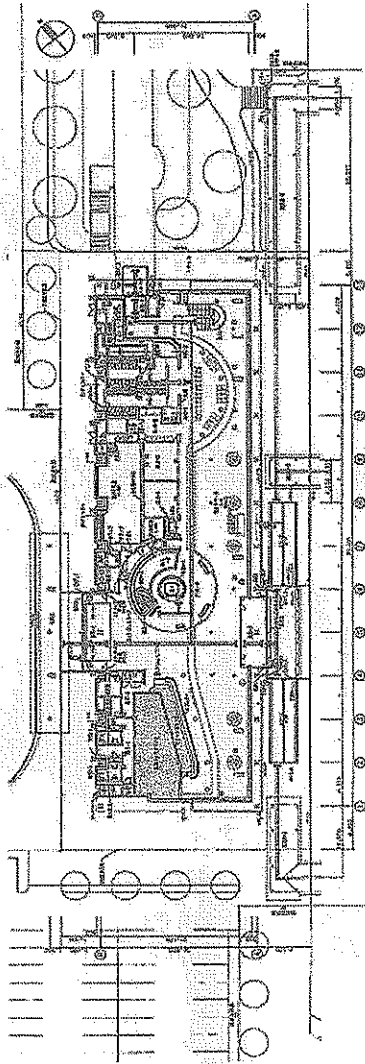
(2階展示スペース)



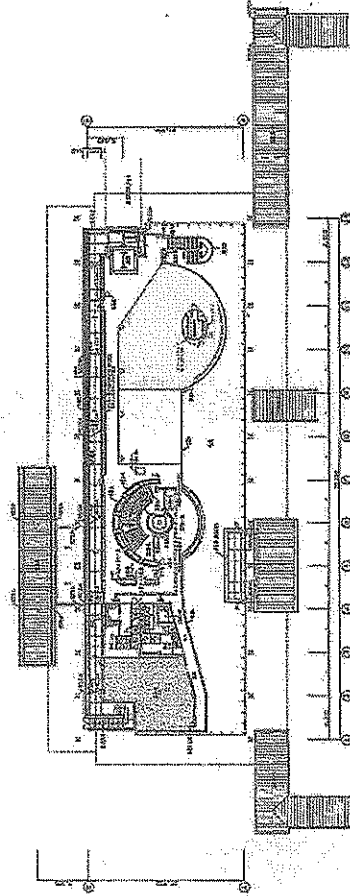
【見取図】

中突堤中央ターミナル(かもめりあ)平面図

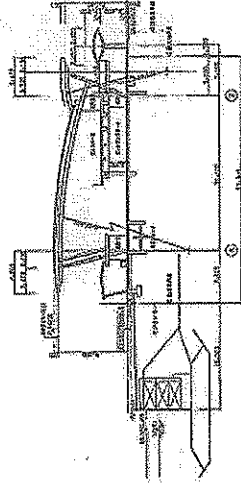
1 階平面図 S=1/200



2 階平面図 S=1/300



視線断面図 S=1/200



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

遊覧船旅客数は、各遊覧船会社から報告される乗船者数を集計している。平成 21 年度は 320 千人である。

(2) 料金収入について

平成 21 年度の料金収入は、施設テナント使用料 8,312 千円である。指定管理者は毎月これを徴収し、市へ納付している。

なお、平成 19 年度から 2 階にブライダルサロンが入ったため、施設テナント使用料が増加している。

(3) 収支状況について

平成 21 年度の管理業務委託料報告書において、指定管理業務に係る支出は指定管理料と全く同額の 34,620 千円と報告されている。しかし、指定管理業務に係る資金を管理している専用口座の記録を確認した結果、1,376 千円の余剰金が発生していた。指定管理者の収支計画書では、間接経費は直接経費の 5% (1,648 千円) としているにも関わらず、管理業務委託料報告書では直接経費の 11% を超える額 (3,475 千円) で報告している。これは、指定管理者が、支出 (費用) を指定管理料と一致させるために、余剰分まで含めて間接経費として報告したものと推測される。なお、本施設の指定管理業務に係る指定管理料は精算方式ではないため、仮に余剰金が発生したとしても市への返還は不要である。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期、第 2 期とも公募であり、第 1 期は 7 団体、第 2 期は 4 団体が応募している。第 2 期は、商船三井興産 (株) が、第 1 期に比べてさらに指定管理料を効率化して選定されている。

指定管理者の選定は、みなと総局指定管理候補者選定委員会による。委員の構成は、第 1 期は外部委員 3 名、内部委員 3 名の合計 6 名、第 2 期は外部委員 3 名、内部委員 1 名の合計 4 名から構成されている (みなと総局の他の施設も同様)。

(5) 利用者の満足度調査について

アンケート箱を設置して、「お客様の声」を集計している。平成 20 年度は 7 件、21 年度は 17 件投函があった。利用目的、利用回数、性別、住んでいる地域、年齢を記載したうえで自由に意見を記載する形式である。児童と思われる利用者からは「楽しかった」との感想が多いものの、従業員に対するクレームも 2 件記載されていた。

みなと総局

震災メモリアルパーク〔Aタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	震災メモリアルパーク			設置年月	平成9年7月
所在地	神戸市中央区波止場町（メリケンパーク北東部）				
根拠法令等	神戸市港湾施設条例				
設置目的	阪神淡路大震災後、神戸港の被災状況やその復興の過程を中心に、大震災の教訓と港の重要性、さらに国内外の多くの人々が一体となって港の復旧、復興に努めた様子を後世に伝えることを目的に作られた。				
設置の経緯	メリケン波止場の一部を被災したままの状態で見守るとともに、展示スペースを整備し、神戸港の被災状況、復旧の過程、復興計画等を広く伝えていくために平成9年7月供用した。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等		備考
土地		1,680	屋外展示施設、モニュメント、 けい留施設の被災部分		
建物	—	—	—		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
(記録していない)		—		—		—		—		—
合計										

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(社)神戸港振興協会	管理委託費	3,415	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成17年度	(社)神戸港振興協会	指定管理費	2,440	精算条項付
	平成18年度	"	指定管理費	2,440	
	平成19年度	"	指定管理費	2,440	
	平成20年度	"	指定管理費	2,440	
	合計			9,760	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成21年度	(社)神戸港振興協会	指定管理費	2,390	修繕費のみ 精算
	平成22年度	"	指定管理費	2,390	
	平成23年度	"(予定)	指定管理費	(予定)2,390	
	平成24年度	"()"	指定管理費	()2,390	
	合計			9,560	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

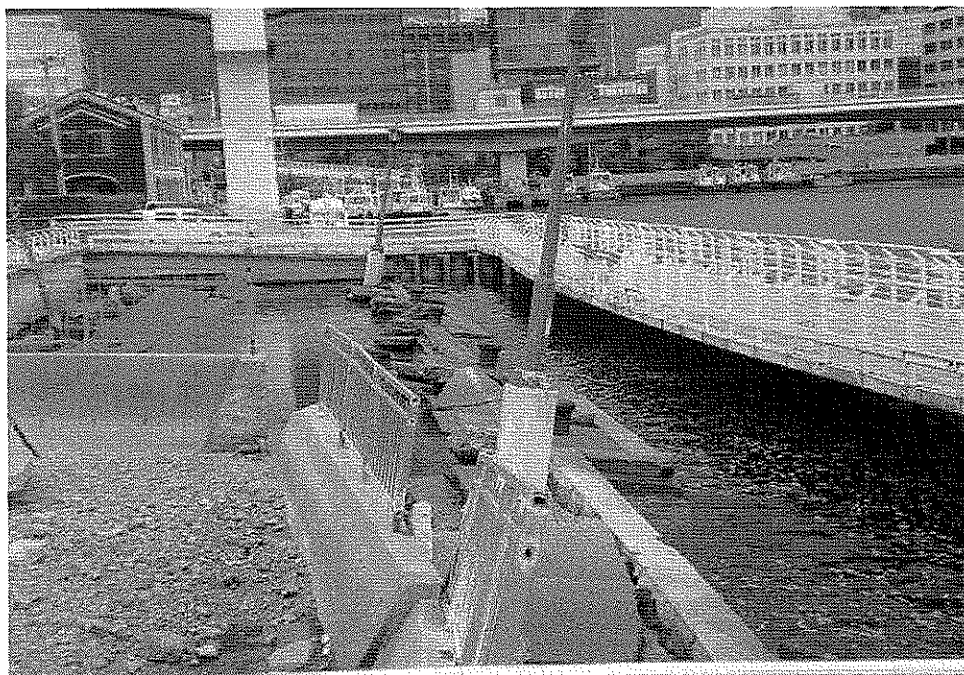
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料						
指定管理料	2,440	2,440	2,440	2,440	2,390	2,390
利用料金収入						
計	2,440	2,440	2,440	2,440	2,390	2,390
支出						
人件費	439	383	421	670	539	310
物件費	2,001	2,057	2,019	1,770	1,851	2,080
計	2,440	2,440	2,440	2,440	2,390	2,390
収支差額	0	0	0	0	0	0

【施設写真】

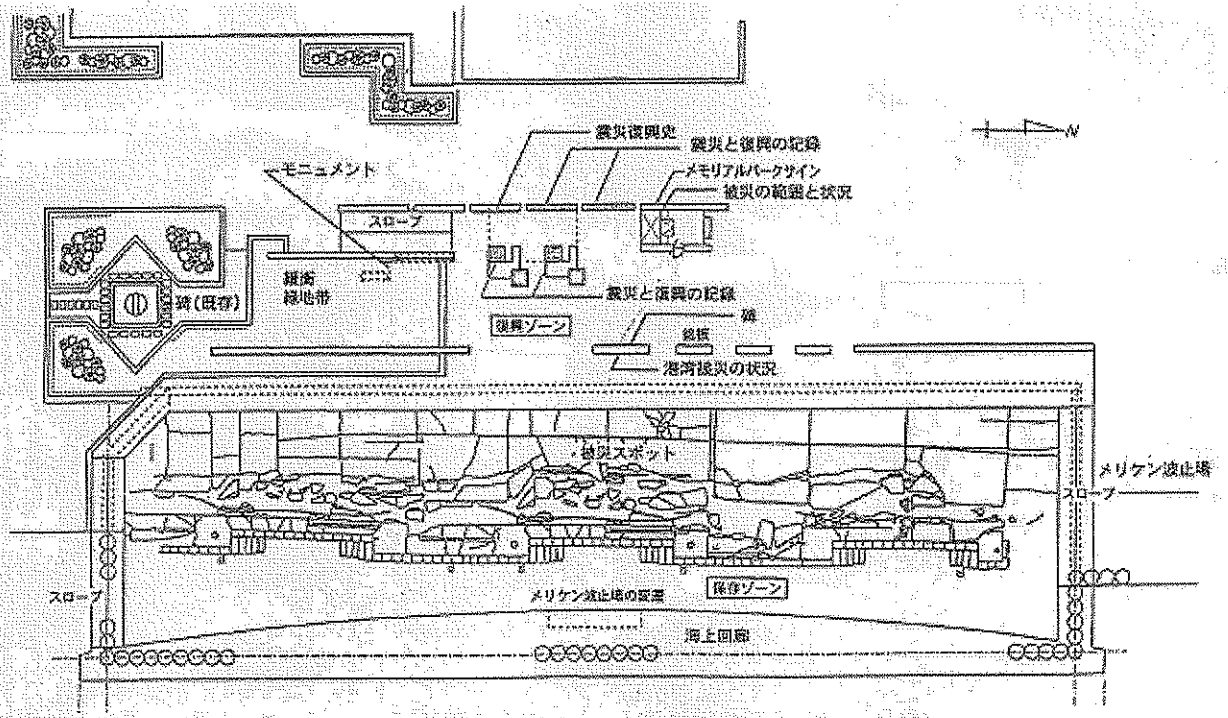
(展示スペース)



(被災部保存)



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

常時開放された施設であるため、利用者数は把握されていない。

(2) 料金収入について

利用者から料金収入は徴収していない。

(3) 収支状況について

平成 21 年度の精算報告書において、指定管理業務に係る支出は指定管理料と全く同額の 2,390 千円と報告されている。しかし、指定管理者の収支計画書では、間接経費（事務費・本部経費）は直接経費の 8%（178 千円）としているにも関わらず、精算報告書では直接経費の 6.6%（148 千円）で報告している。これは、指定管理者が、支出（費用）が指定管理料と一致するよう間接経費を調整して報告したものと推測される。なお、本施設の指定管理業務に係る指定管理料は修繕費を除き精算方式ではない。

なお、指定管理者選定委員会の評価票において、指定管理業務報告書の提出に遅れがあった旨を指摘されている。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期（平成 17～平成 21 年度）には 8 団体応募したが、第 2 期は 1 団体のみの応募となっている。

(5) 利用者の満足度調査について

常時開放された施設であるので行っていない。

みなと総局

中突堤旅客ターミナル・ポートターミナル〔Fタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	中突堤旅客ターミナル①及びポートターミナル②		設置年月	①平成7年4月 ②昭和45年4月
所在地	①中突堤旅客ターミナル：神戸市中央区波止場町 2,3,4,5,2 番地先 ②ポートターミナル：神戸市中央区新港町 4-5			
根拠法令等	神戸市港湾施設条例			
設置目的	①大型内航定期旅客船及び大型クルーズ客船のターミナルとして供用 (現況：国内外に就航するクルーズ客船のターミナルとして供用) ②国内外に就航するクルーズ客船、大型定期旅客船等の旅客ターミナルとして供用。			
設置の経緯	①中突堤周辺地区の土地利用について検討を重ねる中で、中突堤先端部について、大型内航定期旅客船及び大型クルーズ客船のターミナルとして再整備を行うため、平成4年に旅客ターミナルを含む複合施設建設についての提案競技の公募を行い、(株)神戸メリケンパークオリエンタル(現(株)ホテルマネジメントジャパン)が事業主体として建物全体の整備を行い、1・2階部分を市が買い取り、平成7年より旅客ターミナルとして供用。 ②昭和45年に国内外に就航する大型客船及び日中国際フェリー専用の旅客ターミナルとして整備。			
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考
土地		—	—	
建物		①14,108 ②12,449	①待合所、案内カウンター、飲食店、土産物屋、船社事務所、CIQ、送迎デッキ等 ②待合所、案内カウンター、土産物屋、船社事務所、CIQ、送迎デッキ、展示ホール等	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：室・隻、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
入 床 室 数										
中 突 堤 旅 客	19		19		19		19		19	
ポ ー ト タ ー ミ ナ ル	19		19		18		18		18	
入 港 隻 数										
中 突 堤 旅 客	7		43		61		52		68	
ポ ー ト タ ー ミ ナ ル	76		43		38		46		31	
中 突 堤 旅 客		150,157		121,067		135,606		128,844		144,042
事 務 室 等		50,687		47,738		46,891		47,189		50,336
駐 車 場		99,470		73,329		88,715		81,655		93,706
ポ ー ト タ ー ミ ナ ル		39,461		37,305		36,875		36,676		32,377
事 務 室 等		18,381		18,372		18,867		17,992		18,521
架 空 工 作 物		0		18		22		22		20
埠 頭 用 地		1,299		2,500		4,826		4,308		0
駐 車 場		19,781		16,415		13,160		14,354		13,836
合 計		189,618		158,372		172,481		165,520		176,419

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前	①(株)神戸フェリーセンター ②(社)神戸港振興協会	管理委託費	198,787	備考	
指定管理者		選定方法	公募		
第1期	平成18年度	神戸港国際旅客ターミナル 運営共同事業体	指定管理費	161,876	精算条項付
	平成19年度	〃	指定管理費	162,235	
	平成20年度	〃	指定管理費	159,190	
	平成21年度	〃	指定管理費	159,190	
			合計	642,491	
指定管理者		選定方法	公募		
第2期	平成22年度	神戸港国際旅客ターミナル 運営共同事業体	指定管理費	158,970	修繕費のみ 精算
	平成23年度	〃(予定)	指定管理費	(予定)158,970	
	平成24年度	〃(〃)	指定管理費	(〃)158,970	
	平成25年度	〃(〃)	指定管理費	(〃)158,970	
			合計	635,880	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	198,787					
指定管理料		161,876	162,821	159,190	159,190	158,970
返納			△586			
計	198,787	161,876	162,235	159,190	159,190	158,970
支出						
人件費	17,114	18,224	23,258	26,578	21,429	21,430
物件費	181,673	143,652	138,977	132,612	137,761	137,540
計	198,787	161,876	162,235	159,190	159,190	158,970
収支差額	—	—	—	—	—	—

【施設写真】

中突堤旅客ターミナル

(1 階正面)

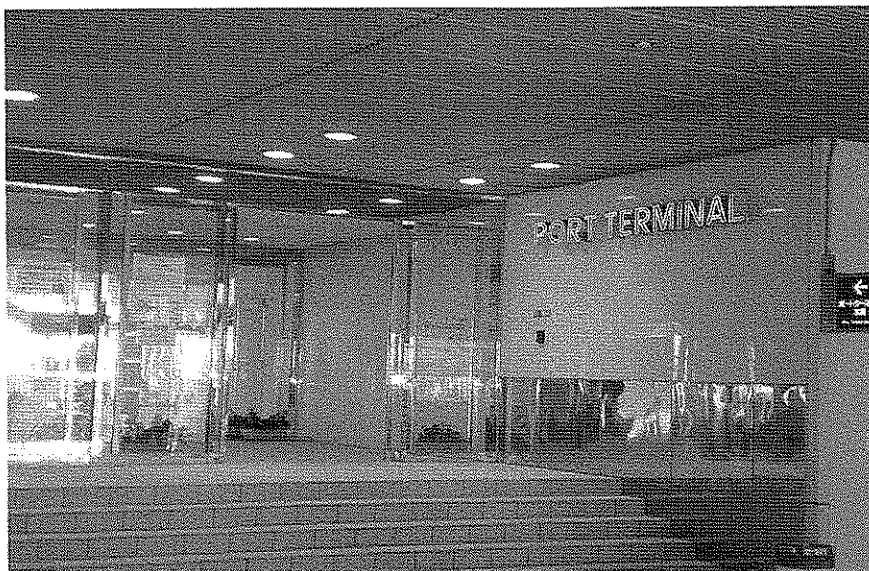


(2 階チケットカウンター)



ポートターミナル

(1階正面)

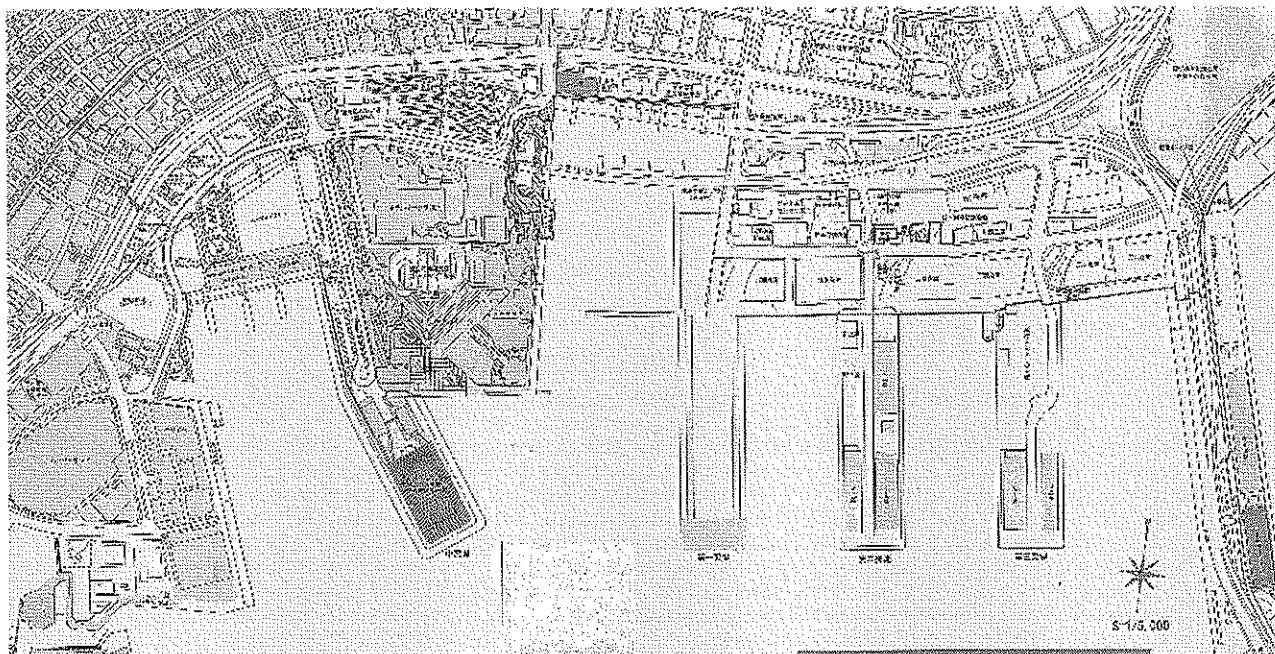


(3階展示ホール)



【見取図】

(2つのターミナルの位置関係)



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

平成 21 年度の入港隻数（ポートターミナルの定期航路を除く）とテナント数を記載している。

なお、平成 21 年度の空床数は、中突堤旅客ポートターミナルが 2 室、ポートターミナルが 5 室となっている。

(2) 料金収入について

平成 21 年度の料金収入は、テナント料、駐車場使用料等である。

(3) 収支状況について

収支状況は「1 (4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」に記載のとおりであり、平成 21 年度の収支差額はゼロとなっている。

なお、指定管理者選定委員会の評価票において、指定管理業務報告書の提出に遅れがあった旨を指摘されている。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期（平成 18～平成 21 年度）及び第 2 期（平成 22～平成 25 年度）とも公募である。第 1 期は神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体と国際警備保障神戸・ルミナス観光共同事業体、第 2 期は神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体とポートターミナル活性化事業組合のいずれも 2 団体が応募し、神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体が選定されている。

(5) 利用者の満足度調査について

施設の片隅にアンケート箱が置いてあるが、現地視察時にはアンケート用紙は置かれていなかった。平成 21 年度に意見はなかったとのことである。

みなと総局

須磨ヨットハーバー [Aタイプ]

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	神戸市立須磨ヨットハーバー			設置年月日	昭和35年7月1日
所在地	神戸市須磨区若宮町1-1-4、1-3-2				
根拠法令等	神戸市立須磨ヨットハーバー条例				
設置目的	神戸市民の海洋性スポーツの振興及び海洋思想の普及を図ること				
設置の経緯	市民の海洋性スポーツの振興及び海洋思想の普及を図るため、北ハーバーが昭和35年7月に、南ハーバーが昭和53年7月に供用開始された。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考	
南ハーバー		56,000	管理棟等	水域・陸域含む	
北ハーバー		15,000	管理分室等	水域・陸域含む	
護岸、防波堤等					

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：艇数、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
専用使用許可艇数	288	144,824	276	136,336	264	132,697	242	125,569	225	122,747
一般使用艇数	11		20		30		41		39	
合計	299	144,824	296	136,336	294	132,697	283	125,569	264	122,747

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(社) 神戸港振興協会	管理委託費	66,595	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	(社) 神戸港振興協会	指定管理費	75,587	利用料金制度を採用しているため、指定管理費は(利用料収入-市への納付金)として求めている。
	平成19年度	"	指定管理費	71,948	
	平成20年度	"	指定管理費	81,690	
	平成21年度	"	指定管理費	83,123	
				合計	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	(社) 神戸港振興協会	指定管理費	80,482	同上
	平成23年度	" (予定)	指定管理費	(予定) 81,473	
	平成24年度	" (")	指定管理費	(") 82,464	
	平成25年度	" (")	指定管理費	(") 83,455	
				合計	

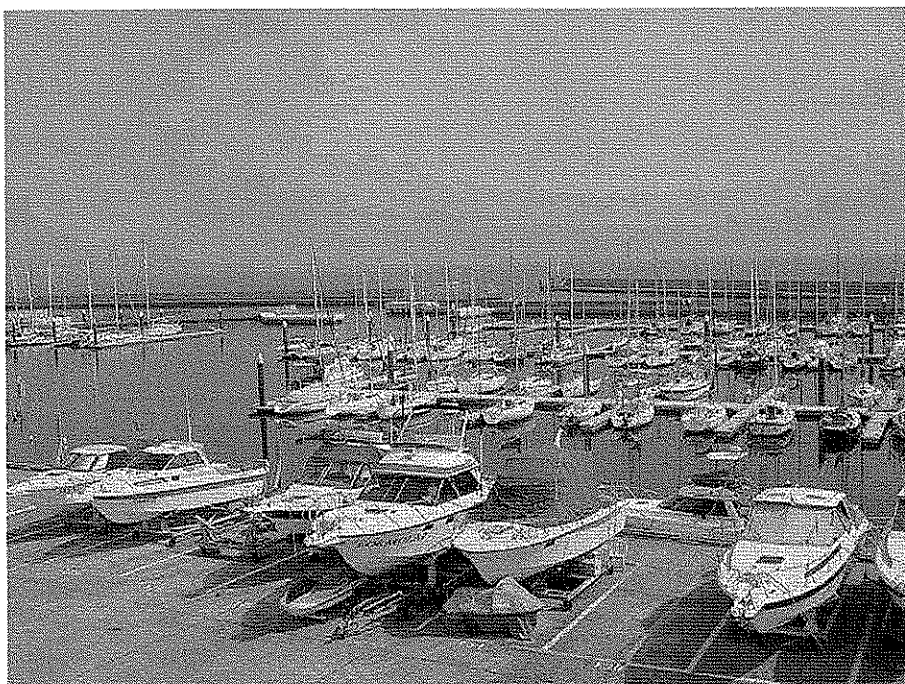
(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

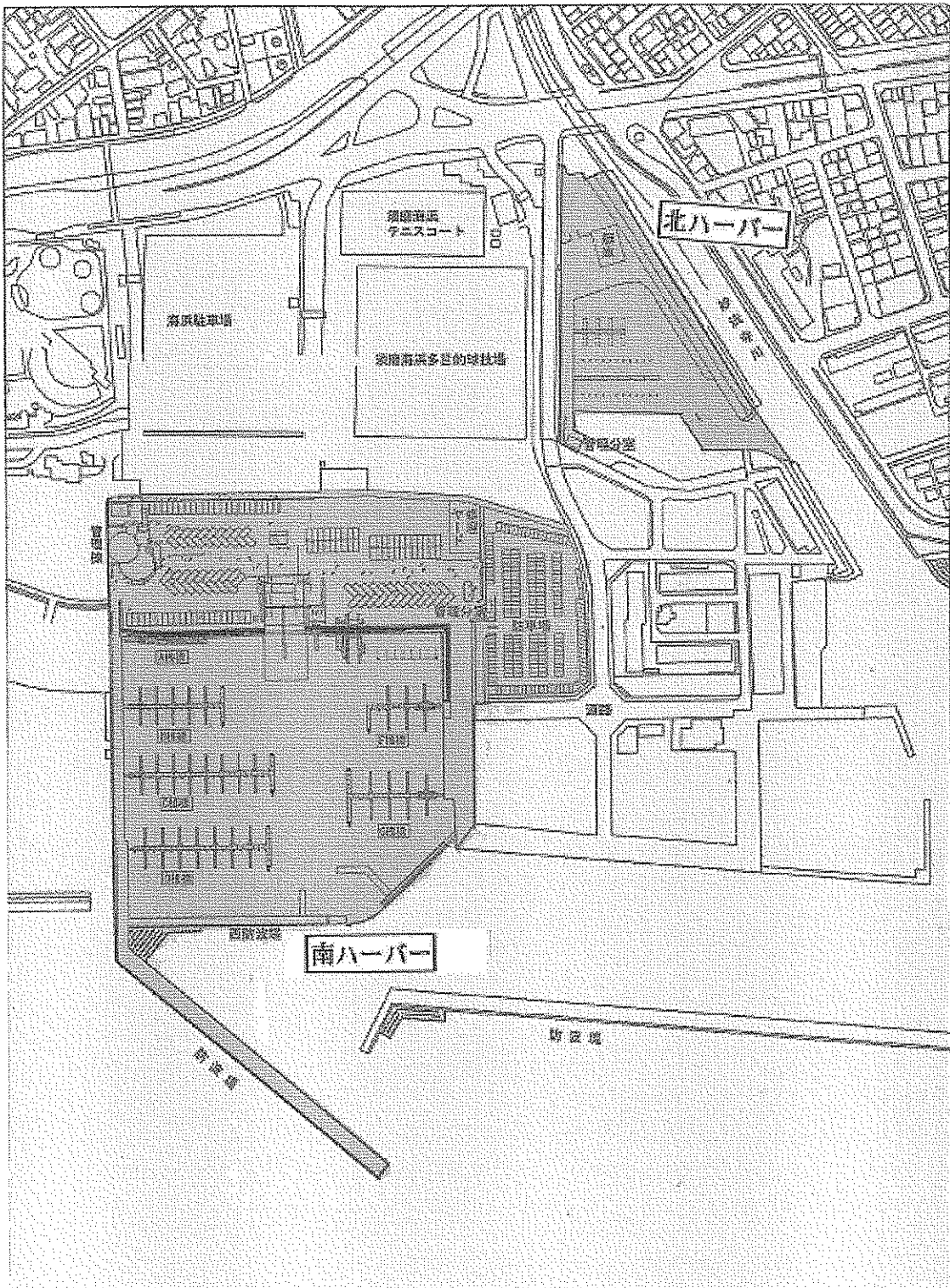
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料						
指定管理料						
利用料金収入	(144,824)	136,336	132,697	125,569	122,747	133,868
管理委託費	66,595					
計						
支出						
人件費	41,220	51,884	43,911	55,125	47,203	41,840
管理費	25,375	38,140	35,302	40,678	44,303	38,558
納付金	—	60,749	60,749	43,879	39,624	53,386
計	66,595	150,773	139,962	139,682	131,130	133,784
収支差額	—	△14,437	△7,265	△14,113	△8,383	84

【施設写真】

(南ハーバー (水域))



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

専用使用許可艇数と一般使用艇数（ビジター）がある。うち、専用使用可能バースと利用バースの推移は以下のとおりである。

【専用バースの利用率（各年度末現在）】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
使用可能バース	500	500	435	460
うちビジターバース	10	10	15	19
専用バース	490	490	420	441
利用実績	276	264	242	225
利用率(%)	56.3	53.8	57.6	51.0
備考	—	—	大規模改修工事による	

(2) 料金収入について

平成 21 年度の料金収入は 122,747 千円であり、その内 39,624 千円を市に納付している。平成 20 年度から始まった工事期間中の新規艇募集の中止、工事に係る利用規制及び景気後退等により利用者数が減少していることに伴い、料金収入も減少している。

〔改善要望〕

- ① 料金徴収管理は、①専用口座の通帳で利用者からの代金の入金を確認し、利用者別の未収金の消し込みを行う、②入金があれば事業別科目別元帳のシステムに収益として入力する、③事業別科目別元帳に基づき収益額を市に報告する、というプロセスで行われている。振興協会では、月次及び年次で事業別科目別元帳での収益計上額と、専用口座への入金額及び未収額が一致していることを確認すべきであるが、そのようなトータルチェックは行っていない。また、市への報告のために、事業別科目別元帳とは別に科目別摘要別集計表（収入の内訳を記載したもので、事業別科目別元帳とは連動していない。）が作成されているが、調整計算が必要であった。更には、視察時点で平成 21 年度末の未収金残高の内訳（決算整理資料）が保管されていなかった（その後の入金によって、更新されていく仕組みとなっている）。

指定管理者である振興協会は、月次及び年次で市への報告金額と入金記録の合計金額等を照合するなどの確認作業を行い、市は、決算資料を適切に保存するよう、指導・監督すべきである。

② ヨットハーバーバース使用料等の滞納未収金については、振興協会は指定管理者となった平成 18 年度以降発生分について徴収を行い、それ以前に発生した未収金は市が徴収することとなっている。両期間にわたって滞納している利用者があるにも関わらず、市と振興協会は債務者との協議を別々に行っている。市からは情報を共有しているとの説明を受けたが、平成 17 年度以前の滞納状況について振興協会では情報が周知徹底されていなかった。このような状況では、振興協会は過去の滞納状況を知らないまま平成 18 年度以降の状況のみを判断材料とするため、回収手続としては適切とは言えず、非効率である。

振興協会は、平成 17 年度以前の情報についても熟知し、一体的に回収業務を行うべきである。

(3) 収支状況について

平成 17 年度までは管理委託を行っており、修繕費は市が負担していた。平成 18 年度以降は、指定管理者側で利用料金の中から修繕費として 10,000 千円を確保して修繕に充てることとなった。また、平成 20 年度以降については、整備工事に伴う減収及び利用料金の返還、仮設物等撤去のための人員増などが生じたため、市への納付金が減額された。これらにより指定管理料（利用料金収入－納付金）が増加している。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期（平成 18～平成 21 年度）は 4 者が応募、第 2 期（平成 22～平成 25 年度）は 1 者のみの応募となっている。いずれも（社）神戸港振興協会が選定されている。

(5) 利用者の満足度調査について

平成 20 年度～21 年度は大規模整備工事に関する説明会（数回）、及び艇の移動（数回）があったことを理由として実施していないが、利用者が存在し、改修工事とは関係のないクレームも寄せられている状況を勘案すると、満足度調査を実施しなかったことには疑問が残る。

みなと総局

神戸ヘリポート [Eタイプ]

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	神戸ヘリポート			設置年月日	昭和62年12月18日
所在地	神戸市中央区港島中町8-1				
根拠法令等	神戸ヘリポート条例				
設置目的	本市における航空運送の用に供する				
設置の経緯	当時（S60年頃）のわが国では産業構造の高度化・情報化の進展等に伴い、機動的な近距離交通機関としてヘリコプターの需要が高まっており、国策としてもヘリコプターの利用促進が打ち出されていた。神戸市としても、これまでの海・陸に加え、空の拠点としてのヘリポートを設置することにより、人・物・文化・情報の交流を一層進展させることにより市民経済・社会・文化の発展を図るために設置した。当該地に設置した理由は、災害時の救難・救援・緊急医療活動をはじめ、人や物資の輸送・報道・観光宣伝等諸活動に便利で各方面から強い要望があったためである。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考	
土地		27,736	誘導路、エプロン、滑走路		
建物		165	管理棟、倉庫	格納庫は指定管理対象外	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：人、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
着陸回数	2,004		1,733		1,556		1,301		1,074	
乗降客数	935		957		634		597		305	
着陸料・停留料		2,891		2,221		1,798		1,259		722
合計		2,891		2,221		1,798		1,259		722

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(社) 神戸港振興協会	管理委託費	44,474	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	(学) ヒラタ学園	指定管理費	23,590	精算条項付
	平成19年度	"	指定管理費	24,061	
	平成20年度	"	指定管理費	25,583	
	平成21年度	"	指定管理費	26,536	
	合計			99,770	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	(株) 日本空港コンサルタンツ	指定管理費	24,679	修繕費のみ精算
	平成23年度	" (予定)	指定管理費	(予定) 24,679	
	平成24年度	" (")	指定管理費	(") 24,679	
	平成25年度	" (")	指定管理費	(") 24,679	
	合計			98,716	

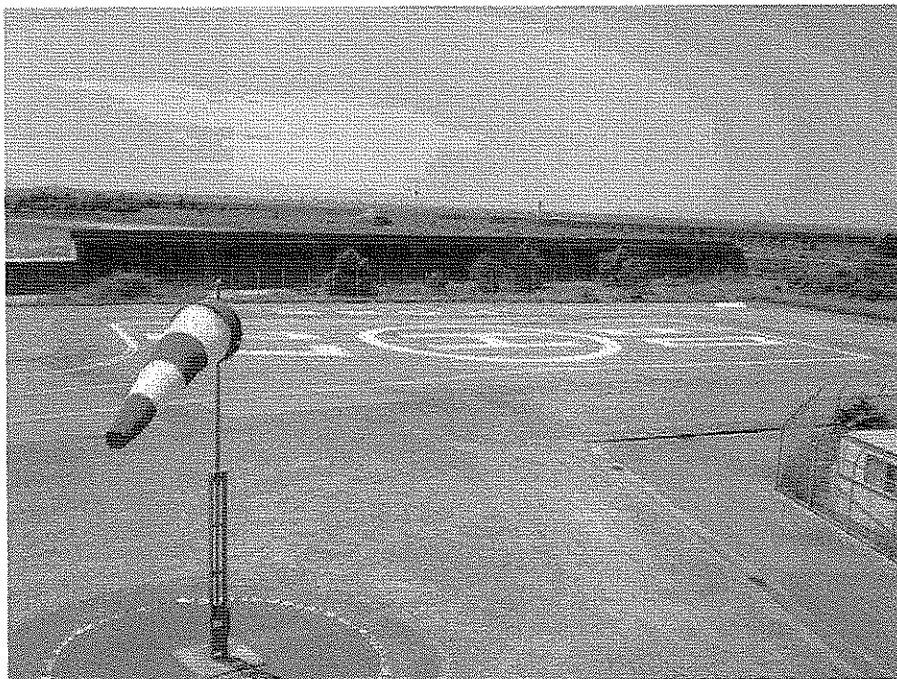
(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

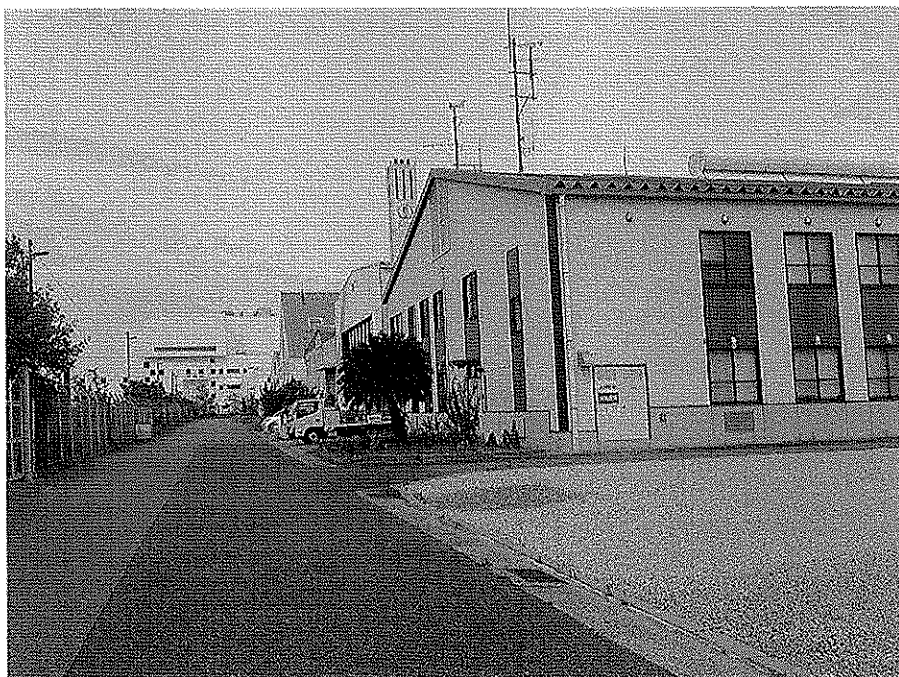
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	44,474					
指定管理料		26,536	26,536	26,536	26,536	24,679
利用料金収入						
返納		△2,946	△2,475	△953		
計	44,474	23,590	24,061	25,583	26,536	24,679
支出						
人件費	34,850	16,699	16,497	17,937	18,396	15,200
修繕費	210	83	70	0	326	210
その他物件費	9,414	6,808	7,494	7,646	7,814	9,269
市への戻入額						
計	44,474	23,590	24,061	25,583	26,536	24,679
収支差額	0	0	0	0	0	0

【施設写真】

(ランウェイと吹流し)



(格納庫)



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

平成 21 年度の着陸回数を記載しており、有料の着陸件数は 292 回である。

(2) 料金収入について

平成 21 年度の料金収入は、着陸使用料（有料）の 722 千円である。

【改善要望】

ヘリポートの利用は減少傾向が止まらず、平成 21 年度の着陸件数は平成 17 年度の約 1/2 まで落ち込んでいる。その直接の原因としては、第 1 期の指定管理業者であった（学）ヒラタ学園が神戸空港島にヘリポートを独自に運営し始めたため、民間利用がそちらの方に流れたことにある。現在では、主たる利用は消防隊等の救助用、訓練用に限られている。また、その他の原因として、着陸料が高いことにある。特に隣接する神戸空港の 3 倍以上の着陸料となっているにも関わらず、市では値下げは未検討である。また、施設には給油施設がなく（以前はあったが撤退）、駐機機能もないことなど、民間企業や個人にとって使い勝手の悪い施設であると言える。

一方、隣接する土地（市保有）には格納庫があるが、これは指定管理業務の範囲ではない。現在、消防隊が 2 つ、民間業者が 3 つ持っているが、民間業者は既に利用しておらず、原状回復交渉中である。

立地はポートアイランドの工場地帯にも近く、産業振興上の潜在的なニーズは高いと考えられる。また、神戸港の観光用の利用も考えられる。市は、料金設定の見直しや隣接する格納庫との一体利用を検討し、防災・救助用だけでなく産業、観光振興等の利用を促進することが望まれる。

【着陸料比較（6t 未満）】

神戸ヘリポート	¥3,150
神戸空港	¥1,000
東京ヘリポート	¥1,000
静岡ヘリポート	¥3,050
舞洲ヘリポート	¥3,150
播磨ヘリポート	¥2,200
但馬空港	¥1,000

(3) 収支状況について

「1(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」に記載のとおり、平成18年度～20年度は余剰金が発生し、協定書に基づき指定管理料の精算を行っているため、収支差額はゼロとなっている。しかし、平成21年度は管理運営コストの実績値(27,188千円)が指定管理料(26,536千円)を超過しているが、追加の指定管理料の支給は行われなかったため、収支差額がゼロとされている。

(4) 指定管理者の選定について

第1期(平成18年度～平成21年度)は4団体、第2期(平成22年度～平成25年度)は3団体が応募している。

(5) 利用者の満足度調査について

平成21年度に使用した運航事業者に、平成22年6月にアンケートを実施し、25件中24件を回収した。その結果は、利用しやすい(25%)、普通(42%)、利用しにくい(33%)となっている。

みなと総局

中突堤中央ターミナル東館〔Fタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	中突堤中央ターミナル東館			設置年	昭和 37 年旧館 昭和 48 年新館
所在地	神戸市中央区波止場町 8 他				
根拠法令等					
設置目的	国内フェリーのターミナルとして供用する				
設置の経緯	昭和 37 年に国内フェリーのターミナルとして供用を開始したが、平成 8 年の中突堤旅客ターミナル等の供用開始により、主な旅客ターミナルの機能は移転したため、平成 22 年度より普通財産としてビル運営者（神戸港振興協会）にフロア貸しをして運営者は各テナントからの賃料収入で、日常の警備、清掃や維持補修などを行っている。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等		備考
土地					
建物		3,661	店舗、事務室、観光センター等		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：室数、料金収入：千円

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
入床 旅客施設使用料	18	16,322	18	19,460	18	21,428	17	21,055	14	18,288
合計	18	16,322	18	19,460	18	21,428	17	21,055	14	18,288

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(社) 神戸港振興協会	管理委託費	10,560	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第 1 期	平成 18 年度	(社) 神戸港振興協会	指定管理費	8,536	精算条項付
	平成 19 年度	"	指定管理費	8,536	
	平成 20 年度	"	指定管理費	8,536	
	平成 21 年度	"	指定管理費	8,536	
				合計	
指定管理者			選定方法		
第 2 期	平成 22 年度		指定管理費		普通財産化
	平成 23 年度		指定管理費		
	平成 24 年度		指定管理費		
	平成 25 年度		指定管理費		
				合計	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収入							
委託料	10,770	10,560					
指定管理料			8,536	8,536	8,536	8,536	—
利用料金収入							
計	10,770	10,560	8,536	8,536	8,536	8,536	
支出							
人件費	—	—	—	—	—	—	—
物件費	10,770	10,560	8,536	8,536	8,536	8,536	—
計	10,770	10,560	8,536	8,536	8,536	8,536	
収支差額	0	0	0	0	0	0	

【施設写真】

（外観（西側から））



（正面（東側から））



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

平成 21 年度の入床は 14 室、空床は 5 室である。

なお、1 (1) 施設の概要に記載のとおり、平成 21 年度までは指定管理者制度を導入していたが、平成 22 年度より港湾施設という位置づけを廃止し、普通財産に用途変更した上で、空き室の一部をリニューアルし、オフィスとしての活用を図っていくこととされた。

(2) 料金収入について

平成 21 年度の料金収入は、旅客施設使用料 (18,287 千円) であり、市に納付されている。

(3) 収支状況について

指定管理者から提出された「平成 21 年度中突堤中央ターミナル東館管理運営業務 精算報告書」によると、管理運営経費は 11,388 千円と報告され、収支計画書の管理運営経費を大きく上回っている。これは、利用者からの苦情対応により清掃費や光熱費等が増加したことが主たる要因である。

なお、指定管理料は精算方式が採用されているが、管理運営経費の実績額が指定管理料を上回った場合でも追加の指定管理料の支給は行われないため、収支差額がゼロとされている。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期 (平成 18～平成 21 年度) は 5 団体が応募している。

(5) 利用者の満足度調査について

施設内にアンケート箱を設置していたが、意見はなかった。

別 添 指摘事項及び意見の一覧表

I. 監査項目別の指摘事項及び意見の数

監 査 項 目	指 摘 事 項	意 見
第一部 市の保有する建物に関する事務執行状況について		
1. 建物の管理について	1	0
2. 普通財産の貸付状況の把握・管理について	2	0
3. 将来の複式簿記の導入に向けての検討課題	0	1
計	3	1
第二部 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について		
1. 利用者数について	5	0
2. 料金収入について	6	1
3. 収支状況について	4	4
4. 指定管理者の選定について	3	5
5. 満足度調査について	0	1
6. 指定管理者候補者選定委員会の評価について	0	1
7. その他	1	7
計	19	19
合 計	22	20

II. 第一部の指摘事項及び意見の一覧表

1. [指摘事項] の一覧

(1) 建物の管理について

指摘事項 No.	要 約	報告書 頁
[指摘事項-1]	建物台帳及び公有財産表が、実際の公有建物の増減及び在高を示していない事例が多数見受けられた。	31～36

(2) 普通財産の貸付状況の把握・管理について

指摘事項 No.	要 約	報告書 頁
[指摘事項-2]	神戸市公有財産規則で求められている普通財産貸付台帳の記録及び保管が不十分であり、統一的・網羅的な貸付建物の管理ができるようにフォーマットの統一や管理方法の明確化を行う必要がある。	37
[指摘事項-3]	新規契約時の貸付料の減額又は免除を決定する際に、減額又は免除前の原則的な貸付料を決裁書に記載していない事例が散見された。	38

2. [意見] の一覧

(1) 将来の複式簿記の導入に向けての検討課題

指摘事項 No.	要 約	報告書 頁
[意見-1]	市は、将来の複式簿記の導入に向けて、建物管理システムの整備を図り、建物台帳に有用な情報を反映させる必要がある。	39

Ⅲ. 第二部の指摘事項及び意見の一覧表

1. 〔指摘事項〕の一覧

(1) 利用者数について

指摘事項 No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔指摘事項-4〕	全 般	全 般	「踏入れ方式」による利用率は、いたずらに見せかけの利用率を開示することに繋がるため、全コマ数にする利用率を用いることにより、利用状況の実態を正確に開示すべきである。	34
〔指摘事項-8〕	各施設	市民参画推進局 青少年会館	青少年会館のロビー利用者数は参考情報であり、利用者数からは除外すべきである。	56
〔指摘事項-10〕	各施設	市民参画推進局 神戸市勤労会館(本館)	施設の利用者数のカウント方法は一定のルールを定めることによって精度を高めるべきである。	70
〔指摘事項-15〕	各施設	産業振興局 神戸市立フルーツ・ フラワーパーク	FFP ファミリークラブ会員制度は、実質的に無料入場者を増やすことになっているのではないか。	144
〔指摘事項-18〕	各施設	保健福祉局 神戸市しあわせの村 建設局 神戸市しあわせの森	全ての施設で、利用申込書に利用予定者数を記載する欄を設け、現地確認するなどにより、可能な限り、実際利用者数を把握できるようにすべきである。	181

(2) 料金収入について

指摘事項 No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔指摘事項-5〕	全 般	全 般	市は、指定管理者に対して、利用者数と料金収入の整合性を容易に検証できる資料を整備するよう指導・監督すべきである。	35
〔指摘事項-9〕	各施設	市民参画推進局 青少年会館	青少年会館の予約受付方法は改善すべき点がある。	56
〔指摘事項-11〕	各施設	市民参画推進局 神戸市勤労会館(本館)	施設の利用料金収入の処理方法につき、一定のルールを定め正確性を高めるべきである。	70
〔指摘事項-13〕	各施設	産業振興局 神戸市ものづくり 復興工場	神戸市ものづくり復興工場の使用料等について多額の未収金が発生しており、市の債権管理が甘かったのではないか。	131

指摘事項 No	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔指摘事項-20〕	各施設	建設局 布引ハーブ園	南ゲート料金所から規定料金を支払わずとも有料ゾーンに入園出来る状況が常態化し、合理性に疑問が残る計算方法により入園者数を推計していることから、指定管理者が料金収入を適切に徴収し、正確かつ網羅的に市へ納付しているか否かを事後的に検証することが出来ない。	248 ～ 249
〔指摘事項-21〕	各施設	建設局 北神戸田園 スポーツ公園	指定管理者が、市へ誤った金額の料金収入を納付し、報告している。	281

(3) 収支状況について

指摘事項 No	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
〔指摘事項-6〕	全 般	全 般	公益法人である市の外郭団体が指定管理者となった場合には、公募要領と「公益法人会計基準」の運用指針に基づき、全体収支のみならず受託事業（指定管理事業を含む）や自主事業の事業別収支を明瞭に開示あるいは報告する必要があるが、多くの団体がそれらを十分に理解しておらず、また、遵守もしていない。	36
〔指摘事項-7〕	全 般	全 般	指定管理者が市へ提出した実績報告書上、精算方式を採用していない施設で、実際には収支差額が生じているが、収支差額がゼロとなるように間接費を調整して計上し、調整後の収支差額ゼロの収支状況を報告している例が散見された。市は指定管理者に対し、間接費の配賦計算の基準を明確にするよう指導・監督すべきである。	37
〔指摘事項-12〕	各施設	市民参画推進局 神戸市勤労会館(本館)	指定管理を受託した団体は、自主事業を含めた全体の収支と受託事業及び自主事業の単独収支を団体の決算書との整合性を保持しつつ、明瞭開示に努めるべきである。	71
〔指摘事項-17〕	各施設	保健福祉局 神戸市しあわせの村 建設局 神戸市しあわせの森	市は、施設別の収支実績報告を入手し、予算実績比較を施設別に行った上で、業務の効率化に関する評価を行う必要がある。	179 ～ 180

(4) 指定管理者の選定について

指摘事項 No.	区分	所管部局及び施設名	要約	報告書 頁
〔指摘事項-14〕	各施設	産業振興局 神戸市ものづくり 復興工場	指定管理者の選定手続に疑義がある。	132
〔指摘事項-16〕	各施設	産業振興局 神戸国際会議場 神戸国際展示場	国際展示場3号館は、市が建設し公の施設として指定管理者を公募するべきであった。	162
〔指摘事項-22〕	各施設	都市計画総局 市営住宅	市営住宅の運営管理に最も優れた内容の提案をしているにも関わらず、「一地域で優先交渉権者となった」という理由のみでその業者を排除し次点以下の業者から選定する方法は、公平性・効率性の観点から疑問が残る。	308 ～ 309

(5) その他

指摘事項 No.	区分	所管部局及び施設名	要約	報告書 頁
〔指摘事項-19〕	各施設	消防局 神戸市防災 コミュニティセンター	毎日、夜間に管理人を配置する現行の管理体制は再考すべきである。	211

2. 〔意見〕の一覧

(1) 料金収入について

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要約	報告書 頁
〔意見-6〕	各施設	市民参画推進局 青少年会館	青少年会館の登録団体となれば施設利用料が無料であるというのは再検討すべきである。	57

(2) 収支状況について

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要約	報告書 頁
〔意見-8〕	各施設	市民参画推進局 神戸アートビレッジ センター	神戸アートビレッジセンターは、利用者数や料金収入が低迷している一方、経費支出は高コスト体質になっている。	105

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要約	報告書 頁
〔意見-10〕	各施設	産業振興局 神戸市立フルーツ・ フラワーパーク	フルーツ・フラワーパークは約300億円の初期の過剰投資に加え、その後の運営状況も悪く、市は毎年約7億円（指定管理料+利用料金収入）の負担をしている。施設の存廃をも含めた議論がなされるべきである。	145 ～ 146
〔意見-14〕	各施設	保健福祉局 神戸市しあわせの村 建設局 神戸市しあわせの森	神戸市しあわせの村のうち、民間による運営が可能な宿泊施設、温泉健康センター等については、SPCを事業主体としたPFI方式を活用することにより、民間の資金、ノウハウを活用したりリニューアルを行い、その後は、市と事業者が一体となって、長期的に運営コストを削減する方策を検討すべきである。	182 ～ 184
〔意見-19〕	各施設	都市計画総局 市営住宅	今後、市は指定管理者に対して、市営住宅団地毎の管理コストを出来る限り正確に把握するよう指導・監督すべきである。	310 ～ 311

(3) 指定管理者の選定について

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要約	報告書 頁
〔意見-2〕	全般	全般	市は、指定管理者制度の趣旨に立ち返り、民間事業者等がより参入しやすい選定手続へ見直すべきである。	38 ～ 40
〔意見-7〕	各施設	市民参画推進局 神戸市新長田勤労市民 センター本館 同別館(ピフレホール)	5勤労市民センターの一括契約は改めるべきである。	93
〔意見-9〕	各施設	市民参画推進局 東灘区民センター	市は(財)神戸市民文化振興財団と市民6区民センターの指定管理委託契約を一括契約している。1施設1契約とすべきである。	111
〔意見-11〕	各施設	産業振興局 神戸国際会議場 神戸国際展示場	慢性的な赤字施設と多額の黒字が見込まれている施設を合算して1つの施設として数値を公表するのは、透明性の観点から問題がある。	163
〔意見-20〕	各施設	都市計画総局 こうべまちづくり会館	指定管理業務の範囲を貸館業務に限定し、まちづくりに係る利用を優先しながらも施設を有効に活用するために、貸館業務の運営について広く指定管理業務の応募者を募るべきである。	321 ～ 322

(4) 満足度調査について

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
[意見-3]	全 般	全 般	満足度調査については、公平な第三者機関に委託し、客観的な調査を実施し、それを分析することによって、効果的な満足度調査になるようにすべきである。	41

(5) 指定管理者候補者選定委員会の評価について

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
[意見-4]	全 般	全 般	市は、評価対象項目に関連する情報を適切に把握又は算定することは勿論のこと、一般市民からモニターを募り、利用者の視点によるシビアな意見を入手し、実効性のある評価が行われるような体制を整備すべきである。	42 ～ 44

(6) その他

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要 約	報告書 頁
[意見-5]	全 般	全 般	毎年「公の施設」に該当するか否かの見直しを行い、該当する施設については「公の施設の管理運営チェック」を行うとともに、「公の施設 調査票」を作成し、その検討資料を第三者が検証できるように適切に保管しておくべきである。	45
[意見-12]	各施設	産業振興局 須磨海浜水族園	指定管理者が交替する場合に、雇用が継続されないこととなる職員の処遇については十分な配慮がなされるべきである。	170
[意見-13]	各施設	産業振興局 須磨海浜水族園	須磨海浜水族園の園内にあるアマゾン館は市が買い戻すべきものである。	171
[意見-15]	各施設	保健福祉局 神戸市立児童館（市社協が運営するもの）	神戸市立児童館は、コストダウンを重視する民間事業者を前提とした指定管理者制度に馴染まない施設であると考えられる。市においては、将来的に児童館のサービスの質の低下を招くことのないよう、児童館の役割に応じたより適切な施設の運営方法について検討すべきである。	196 ～ 199
[意見-16]	各施設	消防局 神戸市防災 コミュニティセンター	消防署の上階にあるため、限定的な利用しか出来ないにも関わらず、市が何故、当施設を設置したのかについては疑問である。	212

意見No.	区分	所管部局及び施設名	要約	報告書 頁
【意見-17】	各施設	教育委員会事務局 神戸市立図書館	神戸市立図書館は、4年毎に管理者を選定するという指定管理者制度には馴染まない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。	234 ～ 239
【意見-18】	各施設	建設局 森林植物園	森林植物園及び離宮公園は、4年毎に管理者を選定するという指定管理者制度には馴染まない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。	273 ～
		建設局 離宮公園		274